

**「滋賀県自転車活用推進計画（素案）」に対して提出
された意見・情報とそれらに対する考え方について**

滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県自転車活用推進計画（素案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方、および提出された意見等を踏まえた修正案について公表します。

令和元年（2019年）12月
滋賀県土木交通部道路課

<公表資料>

- （1）「滋賀県自転車活用推進計画（素案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する考え方について
- （2）修正反映後の「滋賀県自転車活用推進計画（案）～ビワイチからひろげる自転車文化～」

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
1. 総論			
1	P1	<p>自転車活用にかかる法律ができる前から、滋賀県は自転車活用について、官民が一体となって取り組んできているで、その取組をバックグラウンドとして、また集大成として、当計画を位置付けるべきではないか。そのほうが、なじみが深く「滋賀県らしさ」が出てくるのでは。 たとえば、これまでの市町の独自の取組を資料として添付すれば、今後県や市町が施策を検討したり、計画を策定するのに参考になるのではないか。</p>	<p>総論の中で、これまでの滋賀県の流れや国の自転車活用推進計画の趣旨を踏まえ策定したということに記載すると共に、ご意見を踏まえ図を追加しました。 各市町独自取組については、歴史的な取り組みのみに絞って掲載しておりますが、今後も情報収集に努めます。</p>
2	P1	<p>「バイコロジー基本構想」の年号表記が間違っているのではないか。</p>	<p>ご指摘の通り「バイコロジー基本構想」の年号表記が間違っておりましたので「昭和55年」と修正致しました。</p>
3	P1	<p>体験者のおよそ分の1⇒体験者のおよそ●(数値)分の1</p>	<p>ご指摘いただいた内容につきましては「4分の1」と修正致しました。</p>
4	P2	<p>「県内市町は2市のみ」とあるが、具体的に「草津市・守山市」と明示する。</p>	<p>ご指摘頂いた内容で修正致しました。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
5	P4	<p>前 自転車は二酸化炭素 ↓ 後 自転車は利用に際して、二酸化炭素</p>	<p>ご指摘頂いた内容で修正致しました。</p>
6	P5-6	<p>青矢羽の整備の周知は不十分である。また、ピ ワイチでのルート図に現在の整備状況と計画、 工事中など、少なくとも年度毎か都度、計画と工 事中などの情報を発信する。 それにより自転車ルートとその走りやすさが周知 され、自転車利用の促進の一助となる。 米国での自転車ルートの明示は丁寧で都度、計 画・工事中・工事完了予定などの情報発信が盛 んである。 シカゴではミシガン湖岸ルートの整備と計画・工 事中など丁寧な情報発信もある。 また、ダウンタウンや郊外での自転車利用を目 指して自転車の走り方の種類が多い。 また、「対象層別のサイクリングルートの提 案・・・」についても先に述べた意見の趣旨が「そ の提案」に反映・明示されているとわかりやすい。 例えば、専用道だけや交通量の多くないところだ が走りやすいとか判断ができる。</p>	<p>本計画21ページに安全・安心な走行を支援する 案内情報の提供について記載しており、ご意見 いただいた内容につきましては、計画策定後、施 策推進にあたって、参考とさせていただきます。</p>
7	P5	<p>「環境課問題」は「環境問題」の誤記ではないで しょうか。</p>	<p>ご指摘頂いた内容で修正致しました。</p>
8	P5	<p>前 自転車と歩行者の接触事故が問題となり始め ↓ 後 歩道においては自転車と歩行者の接触事故、車 道においては自動車との空間シェアが問題となり 始め</p>	<p>ご指摘頂きました内容を踏まえ再度検討の結 果、「自転車と歩行者の接触事故、車道におい ては自動車との空間シェアが問題となり始め」と修 正致しました。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
2. 目標及び実施すべき施策			
9	P8-9	自転車通行空間が3種類明示されている。これ以外に考えられないか。	県としては現時点で自転車通行空間を3種類に整理しており、その他、本計画16ページに自転車歩行者専用道路の整備についても記載しているため、原案のとおりと致します。
10	P8-9	琵琶湖大橋の自転車通行帯の整備もしくは通行ルールの策定をお願いしたい。 昨年琵琶湖大橋で自転車に接触した歩行者の死亡事故もあり、橋の南側は歩道も狭く自転車の通行には適当とは思えません。 よろしく願いいたします。	琵琶湖大橋に自転車通行帯を整備することは莫大な費用と時間を要するため、事故後、県、関係市、警察と協議を行い、段差舗装の整備や注意看板の設置等の安全対策を行いました。 当該箇所の通行ルールにつきましては、歩道は徐行することになっております。本計画に記載しているとおり、引き続き自転車利用者へのルール・マナー遵守に向けた取り組みを行います。
11	P8-9	交差点の二段階右折用の路面標示の整備を行う 特にビワイチルート沿いのT字信号交差点には自転車横断用信号機の設置や検討を行う	ご意見頂いた内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。
12	P9	自転車道 図を差替え 整備事例も県外事例を用いる等して6月議会で改正した道路構造令条例に適合するもの(車道を分離した事例)に相当するものにする。	ご指摘頂いた内容で修正致しました。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
13	P10	<p>レンタサイクル拠点と各々の事業者と概要がマップや一覧表が常にHP等で公開されると便利である。</p>	<p>レンタサイクル情報については、県も参画する「滋賀プラス・サイクル推進協議会」がWebサイト等で公開しております。</p>
14	P10	<p>レンタサイクルの推進について独立した拠点を増やすだけでなく、JR各駅にレンタサイクル拠点を設置し、相互に乗り入れできるような対応を目指して欲しい。 県で一体感を持たせて、利用者に使い勝手の良いものを目指すべき。</p>	<p>ご意見頂いた内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>
15	P10	<p>大津市が中国発の事業者とレンタサイクルの協業を始めて頓挫した。その仕組みと広域に設置されたことは評価に値する。ぜひ、別事業者や仕組みで復活してほしい。 最近、JR大津観光案内所にスポーツレンタサイクルのレンタルが始まっている。これには大いに期待したい。1日利用金額や時間利用金額も適切である。</p>	<p>ご意見頂いた内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>
16	P12	<p>「市町版の自転車活用推進計画」の目標値について、「ビワイチ」ルート上の市町は今後自転車活用を推進していくべきであり、策定しなければならないのではないか？</p>	<p>「ビワイチ」のナショナルサイクルルートの指定を受けて、今後、さらなる自転車の活用・推進に取り組んでいく必要があることから、目標を10市町に修正し、県として当該計画の策定に向けしっかりと支援してまいります。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
17	P12	目標1の指標1について「自転車活用推進計画の策定」に限定するのではなく、ネットワーク計画の策定等も数にカウントしてはどうか？	今後策定される市町の自転車活用推進計画には自転車ネットワーク計画を含める必要があり、将来的には同数となるため原案のとおりと致します。
18	P12	指標1「2022年度6市町」の記述について、本当に大丈夫か。大津市が自転車活用推進計画を2022年度中に策定することは不可能。立地適正化計画、地域公共交通網形成計画などが策定されてから自転車の計画に着手すべきである。琵琶湖一周で大津市のエリアが大きい。	ナショナルサイクルルートの指定を受けて、自転車のさらなる活用・推進に取り組んでいく必要があり、ルート上の市町につきましては、大津市も含め、市町版の当該計画の策定に向けしっかりと支援してまいります。
19	P15	目標2目標達成のための指標について、指針が自転車の活用推進に関する評価基準以外の効果が大きいものとなっていない。例えば、施策2、施策3各々の効果を表すものにする。	ご意見いただいた内容は、自転車を活用することでそれぞれどれくらい効果が出ているのかを表すこと、と推測いたしますが、自転車の寄与分につきましては今後、研究・検討してまいります。そのため、原案のとおりと致します。
20	P15	延伸⇒具体的な数値	県では「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」の目標として「健康寿命の延伸」と表記しており、整合性を図るため、原案のとおりとします。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
21	P16	<p>サイクリストの行動範囲は広いので、県内で閉じたコースを作るのではなく、近隣の県と積極的にコースを繋ぎ、各地からの周遊を促すことが必要です。サイクルツーリズム先進県である愛媛県や、近畿の各府県も現在それを積極的に推し進めています。</p>	<p>ご意見いただいた内容につきましては、現在作成している、ビワイチプラスルート等で近隣府県との接続を具体的に検討しております。</p>
22	P16-17	<p>ビワイチで湖東から湖西方向に走ったのですが高島市の湖岸道路から先がコースがわからない上に危険でした。白髭神社の手前はどこを走ればいいのか？まるでわからない状態でした。しずなみも年2回春秋に走りますけど交通量が少ないこともあり、危険を感じたことはありません。安全面を向上してビワイチの愛好者が増えるとうれしく思います。高島市付近はそらのね食堂なんかがある辺りを通って湖岸から離れるルートを考えてもいいと思います。</p>	<p>本計画17ページに記載しているとおり、「ビワイチ」では国内外様々な利用者が迷うことなくサイクリングを楽しめるよう案内看板や路面表示に加え、ルート全体を走行形態別に誘導する青破線による路面表示等を行っています。ご意見頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>
23	P16-17	<p>昨年琵琶湖一周のイベントに参加させていただきました。スタッフの皆様には、大変親切にいただき感謝しております。南部の道路は非常に走りやすく、今度は北部だけ走ろうかと考えております。また、全体的に舗装が荒く、疲れやすい路面でしたので、改善出来ればさいわいです。何卒宜しく願い致します。</p>	<p>ご意見頂いた内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>
24	P18	<p>ピクトの使用については日本産業規格(旧JIS規格)に準拠したものを使用すること 例:彦根城</p>	<p>案内看板や路面表示でピクトグラムを使用する場合は日本産業規格(旧JIS規格)に準拠したものを使用してまいります。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
25	P20-21	琵琶湖一周ルート of 現状(整備形態ごと)を地図にしてHPなどで常時公開してほしい。 また、工事中・計画、そしてできれば完成予定年月なども公開してほしい。それはすなわち措置の進捗管理にもなる。	本計画21ページに安全・安心な走行を支援する案内情報の提供について記載しており、ご意見いただいた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。
26	P20-21	過度に隊列を組み、自転車間の車間を空けない等は、望ましくない注意事項に明記する。 歩道においては歩行者優先の徹底を図ること。 観光公害化しないようバランス感覚の保持についても県は主体的な役割を担うこと。 車道においては自動車との上手な空間シェアに努めること。	本計画20ページに自転車利用者へのルール・マナー遵守に向けた取組の推進について記載しており、ご指摘頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって参考と致します。 車道においては矢羽根型の路面表示により自転車の走行位置を自転車利用者とドライバー双方に示すことで安全な通行空間の確保を図ってまいります。
27	P20-21	ビワイチを楽しむ方の中に歩道(湖岸道路)をかなりのスピードで走っている方が少なからずおります。あたかもトラック(競技のトラックの意味)を走行しているようなスピードと全力疾走ぶりです。私自身、歩行者として何度か危険な思いをしています。自転車道の整備、延長を進め、歩行者と自転車を分離することが事故未然防止の観点から必要と思います。現状、観光振興のためビワイチを広く喧伝することが優先され、安全対策が後回しになっている印象があります。舗装道路の整備=サイクリストの安全対策と併せ、歩行者の安全対策を遅滞なく進めていただくようお願い致します。また、湖岸道路で街灯を設置することが、サイクリスト、歩行者双方にとって、安全に資するものと考えます。	「ビワイチ」を楽しむ方へのルール・マナーの啓発や自転車通行空間をはじめとする道路整備につきましては本計画16ページからの目標3の中で取組を記載しておりますが、ご意見頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって参考と致します。
28	P20-21	措置1 ルール・マナー遵守に向けた取組の推進について 自転車走行中の喫煙は火傷の他、周囲に受動喫煙が生じ大変危険なのではないよう呼び掛けて欲しいと思います。健康増進法25条の3違反です。	本計画20ページに自転車利用者へのルール・マナー遵守に向けた取組の推進について記載しており、ご意見頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって参考と致します。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
29	P20-21	<p>ルール・マナーの解説動画は、レンタサイクル店で放映する以外にも、誰もが気軽に見やすく、外国人にもルールやマナーが分かる動画をYouTubeやInstagramなどで提供しても良いのではないか。</p> <p>外国人向けの動画であれば、ビワイチに限らず、国内の自転車走行でのルールやマナーの事前学習として需要があると考えます。</p>	<p>本計画20ページ「自転車利用者へのルール・マナー遵守に向けた取組の推進」の中で外国人に対する取組も記載しており、ご意見頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって参考と致します。</p>
30	P22	<p>「ビワイチ体験者数」について、計画期間と同じ、2022年の目標値が必要ではないか</p>	<p>ご意見頂いた内容につきましては、本計画22ページの記載のとおり「2022年 20万人」に修正致しました。</p>
31	P23	<p>部活動の道具、釣り道具等を持ちながら運転するものもいるため、これらの是正に向けた啓発等にも努めること</p>	<p>本計画20ページに自転車利用者へのルール・マナー遵守に向けた取組の推進について記載しており、ご意見頂いた内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって参考と致します。</p>
32	P23	<p>この項目に入れるのが適当かどうかわかりませんが、自転車教育に関して、安全利用だけでなく、まず、自転車を楽しんでもらう事を第一にし、自転車を好きになってもらうことで、自転車利用者を増やしていく視点が必要だと思えます。</p>	<p>目標④の項目では、安全に利用いただくことを前提として利用者を増やしていくこととしており、ここでは安全利用にスポットをあてているところです。「楽しんでもらう」という要素については、目標②や③の項目で盛り込んでいるところであることから、原案どおりと致します。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
33	P23	「②」 ↓ 「措置②」	ご指摘頂いた内容で修正致しました。
34	P23	自転車教室をやっている中で、やはり親は子どもの真似をするので、いくら教室レベルを上げても、親がきちんと交通規則を守らなければ、子どもになかなか定着しないのが現状。だから、目標4-施策⑦について、そこをいかに親に交通安全の重要性を認識させ、子どもにも守らせるように教育していくのか検討という要素も入れ込んではどうか。	県も参画する滋賀プラス・サイクル推進協議会にて親子向けのパンフレットを作成するなどして啓発を行っておりますが、ご意見の内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって、参考とさせていただきます。
35	P25	施策8内に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」第13条にある「防犯対策」について記載してはどうか。(例えば、「措置③防犯対策の推進」を追記)	ご意見頂いた内容につきましては、本計画25ページ措置①に「防犯登録への加入促進」を措置②に「防犯対策の啓発」について記載致しました。
36	P25	「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の文言削除 ※この項目だけ根拠条例が記載されている。条例についてはP1で記載されているため、改めてここで明記しなくてもよいのではないか。	根拠条例をわかりやすくするため、原案のとおりと致します。
37	P25	②点検・整備方法等についての啓発 ⇒措置②点検・整備方法等についての啓発	ご指摘頂いた内容で修正致しました。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
3. 目標実現の具体的措置			
38	P27	目標4の指標を追加する。 事故に至らない課題を指標として明示する。例えば、自転車保険への加入率や自転車完全教育に関する技術向上等の取り組み。	ご意見いただきました自転車乗用中の交通事故発生件数の減少以外の目標につきましては、今後、研究・検討してまいることとし、原案のとおりと致します。
39	P27	「3. 目標を実現するための具体的な措置」のフォントを大きくして1. 2. 3. と同じ大きさにすべきである。	ご指摘頂いた内容で修正致しました。
40	P27	ピワイチプラスの各コースを走破した場合のCO2や化石燃料の削減量等の記載があると意識付けにもなるのではないかと思います。	ご意見頂いた内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。
41	P29	「具体的な内容」に、「自転車安全利用指導員」の活動内容を記載してはどうか。	自転車安全利用指導員については、「交通安全協会等」に含むと考えているため、原案のとおりと致します。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
4. 計画推進に必要な事項			
42	P30	今後電動アシスト自転車が高齢者向、スポーツ志向、及びファミリー向など大きく進歩する可能性がある。また、価格が低減される。この環境変化を見据えた調査、研究が必要である。概要には簡潔にその旨を明示し、本編では直近の状況と今後について記載し、高齢者、スポーツ者、及びファミリーの動向を注視、予測することを明示する。	本計画27ページの調査・研究、広報活動等に記載している「自転車の活用に関する各種データの把握に努め・・・」に含むものと考えていますので、原案のとおりと致します。
5. 参考資料			
43	P33-34	ビワイチ総合ビジョン、プラス・サイクル推進プランの整理表は巻末の資料として添付しないのか？	ご指摘頂いた内容につきましては、関連する計画との整理表を巻末資料に添付致しました。
44	P35	「よし笛ロード」はもともと近江八幡の自転車道だった。ビワイチサイクリングルート「よし笛ロード」とするのか	本計画35ページは計画に位置付ける県内サイクリングのモデルルートとして「ビワイチ」と「よし笛ロード」の2つの意味で記載しており、ご指摘頂きました表記につきましては、表題を修正致しました。

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
6. 全体について			
45	全体	<p>「国が作り、県が作り、市町が作る」というよりも、本県はむしろこれまでの取組や下から(地域の取組)の積み上げの上に計画を位置付けるべき。そういう意味において、「プラス・サイクル推進協議会」で市町から出ている意見もしっかり吸い上げて反映していく必要があるのでは？</p>	<p>総論の中で、これまでの滋賀県内の流れや国の自転車活用推進計画の趣旨を踏まえ策定したということを記載し、説明図を挿入しました。また、サブタイトルに「ビワイチからひろげる自転車文化」をつけ、計画に滋賀らしさが出るように修正致しました。各市町に対しては計画に関して説明会を行い、その上で意見照会を行いました。</p>
46	全体	<p>国の作ったひな型に施策を並べたように見え、「滋賀らしさ」が見えない。これまでの自転車活用推進のストーリーをはっきりと記載していきたい。その中で、一番重要なのは「ビワイチ」。その推進には、県、事業者等多様な主体が携わっており、県内の大きな動きとなってきた。また、琵琶湖を活用したまさに「滋賀らしい」取組だといえる。</p>	<p>本計画7ページに滋賀独自のものである、プラス・サイクル推進計画、ビワイチ推進ビジョンを基に、活用推進計画を構成しているという流れがわかる図を挿入しました。また、サブタイトルに「ビワイチからひろげる自転車文化」をつけ、計画に滋賀らしさが出るように修正致しました。</p>
47	全体	<p>目標の順 目標1に変更 自転車事故の無い安全で安心な環境づくり 目標4に変更 自転車を利用しやすい環境の形成</p>	<p>本計画は国の計画と整合を取りながら進めていくものであり、県策定後、市町は国や県の計画と整合を図りながら作業を進めていくことから、原案のとおり順番は国と同じとしています。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
48	全体	<p>書かれているそれぞれの項目については、当を得た物であり、特に異論はありません。ただ、見せ方の順序として、現在、県としても力を入れており、</p> <p>県全体で盛り上がりを見せている、ビワイチを始めとするサイクルツーリズムの推進を最初に持ってきて、そこから、県民への自転車利用促進、そしてそれを支えるものとして利用環境の形成、安全で安心な環境づくり、という流れを作った方が、滋賀らしさが出て、かつ、多くの方の協力を得られやすいのではないかと思います。「施策目標」の順で言うと次のようになります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サイクルツーリズムによる観光誘客の推進と地域活性化 2. 自転車活用の推進による「健康しが」の実現と環境保全意識の醸成 3. 自転車を利用しやすい環境の形成 4. 自転車事故のない安全で安心な環境づくり <p>また、2の施策目標の説明に、「サイクルツーリズムでのリピーターを増やすには県民自身が日頃から自転車に親しんでおり、自転車フレンドリーな雰囲気を作ることが必要」ということを入れると、サイクルツーリズムと自然に繋がります。</p>	<p>本計画は国の計画と整合を取りながら進めていくものであり、県策定後、市町は国や県の計画と整合を図りながら作業を進めていくことから、原案のとおり順番は国と同じとしています。</p> <p>その上で、サブタイトルとして「ビワイチからひろげる自転車文化」の表記を加え、計画に滋賀らしさが出るようにご意見を踏まえ修正致しました。サイクルツーリズムでのリピーターを増やすことへの意見につきましては、本計画13ページに自転車利用者への親しみのある環境づくりについて記載しており、原案のとおりとします。</p>
49	全体	<p>「ビワイチ」という概念は、琵琶湖の周りをぐるぐる回るというものではなく、ビワイチプラス等も含めて、広く深い概念が盛り込まれている。一方で、琵琶湖を回るだけのものと誤解される恐れがあるので、県としては、知事がおっしゃっていた「三方よし」の概念など様々な意味が込められているということをしつかり押さえていただきたい。</p>	<p>ご意見頂いた内容につきましては、目次のページにサブタイトルの説明を加えると共に、計画で指している「ビワイチ」の定義について記載致しました。</p>
50	全体	<p>今後の自転車通行空間の整備や案内看板・路面標示等の整備方針について、もう少し詳細に記載するべきである。</p>	<p>ご指摘頂いた内容につきましては、本計画17ページおよび35ページのとおり修正致しました。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する
滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
51	全体	<p>目標が4件、施策が8件あり、各々に措置が多数設定されていることが分かれにくい。目次にもこの階層構造を明示してはどうか。 すべての人が毎回前頁を読まなくても参照できるようにすることが望ましい。</p>	<p>ご指摘頂いた内容で目次を修正致しました。</p>
52	全体	<p>ビワイチ(びわ湖周辺一周)だけが、クローズアップされて、自転車活用するなら、もっと他の道も整備して欲しい！ 国道307、県道など、自転車が走っているが非常に危ない場所が多々ある。 路側帯を少しでも広げてほしい。 自転車道は、ブルー色で塗るなら、順次 着色してほしい。 歩道も、自転車通行可のところがわかるようになると良い。 (歩道、幅員3m未満は、自転車走行不可 と聞いた事があります) いつも 滋賀県警ヘリポートの坂は、危ない！と思いついて通過してます。 信楽へ行く坂道も。 あと、暗い！ 宜しくお願いします。</p>	<p>目次のページに計画のサブタイトルの説明として、本計画のビワイチには琵琶湖一周のみならず、内陸部を含む滋賀県内におけるあらゆるサイクリングを含むことを記載しました。 その他、ご意見いただいた自転車通行空間整備や危険個所の対応に関する内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>

「自転車活用推進計画(素案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する 滋賀県の考え方について

番号	頁	意見・情報等(概要)	意見・情報等に対する県の考え方
53	全体	<p>自転車活用推進計画ですが、武村知事の「赤道」を思い出します。今でも所々に無残にはげて残っています。自転車活用は賛成ですがよく考えて取り組んでください。自転車に取り組むならみんなの憧れになるような競技の場が必要です。(競輪でなくオリンピック種目である自転車競技として)滋賀には自転車競技場がありません。プロロードチーム也没有。国体も県外開催みたいです。ね。競技からサイクリング、通勤通学まで、お年寄りから子供まで、すべてを網羅してはじめて自転車が根付くのではないのでしょうか。自転車を文化として捉えることが大切です。自転車大国オランダを参考にしたいかがですか。中途半端では「赤道」の二の舞になると思います。</p>	<p>目次のページに計画のサブタイトルの説明として、自転車文化の説明を加えました。その他ご意見頂きました内容につきましては、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>
54	全体	<p>タクシー利用者としては、自転車が車道を走ることによって起こる交通事故が気になっているので、なんらかの対策をされたい。整備されていない状況下中で、やはり怖いと感じるので、特に道の整備は特にお願いしたい。</p>	<p>自転車通行空間整備につきましては、本計画8,9ページに記載している3種類の構造や本計画16ページに自転車歩行者専用道路の整備を進めており、ご意見頂きました内容につきましても、計画策定後、施策推進にあたって、参考と致します。</p>